

生活保護業務のあり方とDXの現状に関する研究会

実施要領

生活保護行政の現場では、厚生労働省が定める標準的な担当世帯数を超えて保護世帯を担当するCW（ケースワーカー）が少なくなく、支援内容も年々複雑化していることから、CWの過重な業務負担が常態化しています。そして、CWは経済支援に加え、自立支援や就労支援、医療・福祉機関連携など多岐にわたる業務を担い、訪問や相談、事務処理に追われる中で、一世帯あたりの支援に十分な時間を確保できず、「こなすだけで精一杯」となり、受給者への支援の質を十分に高めることが難しい状況です。

このような現状を踏まえ、本研究会では、受給者への支援の質を向上させることを目的に、CWの過重負担の実態を明らかにしたうえで、DXによる負担軽減の可能性や現場の工夫等に関する知見を整理し、今後の生活保護業務のあり方を検討します。

1. 研究期間 令和8年6月～令和9年3月（1か年）
2. 募集対象者 大阪府内市町村職員
3. 募集人数 10名程度
4. 場 所 おおさか市町村職員研修研究センター（マッセOSAKA）
（大阪府中央区大手前3-1-43）
5. 指導助言者 明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科
専任教授 大山 典宏 氏
6. 進め方 第1回はオリエンテーション、指導助言者による基調講義を行います。
第2回以降は研究の方向性を確認しながら、指導助言者を交えた討議やアンケート調査や国内視察等を行うことができます。
※Webで進捗の報告や情報共有を行いながら研究を進めます。
※研究会は議題や進捗状況によりオンライン（Zoom）で行う場合があります。そのため、研究会への参加にあたっては、Zoomを用いてのオンライン会議環境が必要となります。
上記の対応が難しい場合は、あらかじめ事務局までご相談ください。

7. スケジュール 第1回：令和8年6月4日（木）14：00～17：00
第2回：令和8年7月9日（木）14：00～17：00
第3回：令和8年8月20日（木）14：00～17：00
第4回～第9回は研究会内にて日程調整を行います
第10回（成果報告会）：令和9年3月12日（金）10：00～17：00
8. 申込み方法 研究会参加申込書（研究会様式1）により研修担当課を通じてお申込み
ください。
9. 申込み締切 令和8年5月11日（月）
10. 研究員の決定および通知
研究員の決定については、その結果を任命権者に通知します。
11. 研究成果
研究員は、研究会の成果をまとめ、おおさか市町村職員研修研究センター所長に報告
するものとします。（報告書等の作成）また、本センターのホームページ等により全国
へ発信します。
12. 申込み及び問い合わせ先
公益財団法人 大阪府市町村振興協会
研修研究部（マッセOSAKA）
〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館6階
担当：古田
TEL 06-6920-4565 FAX 06-6920-4561
E-mail furuta-tr@masse.or.jp